「法医病理」（日本法医病理学会機関誌）　投稿規定

「法医病理」は広く法医病理に関する原著等の投稿を求めております.

法医剖検例や実験動物を用いた法医病理学的な内容の研究報告や解剖所見を基に書かれた事例報告はもとより,

○ 死因の解析に関する研究報告
○ 解剖所見や毒性病理学的検討を含む法中毒学的な事例報告や研究報告
○ 解剖所見を含む DNA 多型等の個人識別の事例報告や研究報告
○ 医倫理に関する研究報告
○ 医事法に関する研究報告
○ 医療事故に関する事例報告や研究報告
○ 法医鑑定の諸問題に関する研究報告
○ 各施設等で行われた解剖の統計報告

も法医病理に関する原著として受け入れますので，広く投稿下さるようお願いいたします.

---

1. 掲 載 論 著

本誌は法医病理に関する論著（原著論文の他に，総説，事例報告，技術報告，短報，資料，学会報告などを含む）で未発表のものに限り掲載する.

短報は方法，技術に関する報告や，まれな事例に関する簡潔な報告とする.

2. 倫 理 規 定

ヒトあるいはその材料を対象とした研究は,「ヘルシンキ宣言」,「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」,「ヒトゲノム・遺伝子研究に関する倫理指針」,「日本法医病理学会倫理綱領」,「日本法医学会剖検資料の取り扱いに関する倫理規定」や各所属機関の倫理規定に基づいて，人権やプライバシーの保護に十分配慮されていること．また実験動物を用いた研究は，各所属機関のガイドラインあるいは「日本法医病理学会動物実験に関する指針」に従って行われたものであること.

3. 投稿者の資格

投稿者は特に制限しない．ただし，一般研究論文（編集委員長が投稿を依頼した原稿以外）の筆頭著者が日本法医病理学会会員でない場合は，筆頭著者は「研究論文の筆頭著者が非会員である場合の本会機関誌への投稿に関する細則」に従い，報告費 6,000 円を納入しなければならない．ただし，外国に居住する外国人の場合は，報告費を徴収しない.

4. 著　作　権

掲載された論著の著作権は日本法医病理学会に所属する.

法医病理に掲載される論文について，著者全員は,「日本法医病理学会著作権規程」の著作権・出版権に関する記述を理解し，以下の諸項に同意すること.

(1) 著作権の日本法医病理学会への譲渡．電子メディア化する権利，翻訳権，翻案権，二次的著作物の利用権を含む.
(2) 他の著作物の著作権を侵害していないこと．および，著作権許諾が必要な引用については無償での転載許諾を書面で得ていること.
(3) 内容に本質的な貢献を行った人は全て著者に含まれていること.
(4) 必要な場合には著者の所属機関のしかるべき権限を有する人の同意を得ていること．なお，本書によって著作権の譲渡を行っても，以下の権利は著者の手元に残るものとする.

Presented by Medical*Online

＊ 著作権以外の例えば特許権のような権利
＊ 著者が自分の業績をまとめる際にその一部分として使用すること
＊ 著者が営利を目的とせずに行う複写（例えば教育資料としての使用）
＊ その他，日本の著作権法に反しない利用

(5) 日本法医病理学会，著者が本論文の内容を他の出版物へ転載することを書面で願い出た場合，原則的に異議を申し立てることはない．ただし，本論文の一部又は全部を他の出版物に転載する場合は，そのことを明記し，範囲は正確にして引用元を明記すること．

5. 原稿の作成

1) 原稿および図，表は和文または英文とする．和文原稿はA4判用紙を用い，横書き，20字，20行とする．専門用語以外は常用漢字，現代かなづかいに従い，ひらがな書きとし，なるべくワープロなどを用いて明確に書く．英文原稿はA4判あるいは国際版タイプ用紙を使用しダブルスペースとする．

2) 原稿第1頁には表題，著者名，所属機関名等を和，英両文で記載する（和文では所属機関の郵便番号と住所，英文では所属機関の都市名，郵便番号，国名）．共著者に[1) 2)]などのマークを付け，併記した所属機関名にも同じマークを付ける．英文論著には80字以内のランニングタイトルをつける．連絡者の氏名，住所，電話番号，ファックス番号ならびに電子メールアドレスを左下隅空白部分に書く．

＜例＞

硬膜下血腫除去術後の死亡例

福永龍繁[1)]　種子島章男[1)]　霜坂辰一[2)]

[1)] 三重大学医学部法医学講座　〒514-8507 津市江戸橋2丁目174番地

[2)] 同脳神経外科学講座　〒514-8507 津市江戸橋2丁目174番地

An Autopsy Case after Exploration for Subdural Hematoma

Tatsushige FUKUNAGA[1)], Akio TANEGASHIMA[1)], and Shin-ichi SHIMOSAKA[2)]

[1)] *Department of Forensic Medicine and Sciences, Mie University School of Medicine, Tsu 514-8057, Japan*

[2)] *Department of Neurosurgery, Mie University School of Medicine, Tsu 514-8057, Japan*

3) 一般研究論文は原則として，抄録（abstract）（和文論著の場合，英文・和文の両方を必ずつけ，英文論著の場合，英文のみをつける），緒言（introduction），材料および方法（materials and methods），結果（results），考察（discussion），文献（references）のような構成とする．

4) 英文抄録はダブルスペースでタイプする．英文抄録の後に，研究の対象，方法，理論などの研究の概要がわかるような英文のキーワードをつける．キーワードは原則として5語までとし，Meshの記載に従う．和文抄録は原則として800字以内とする．

＜例＞

Abstract

Surfactant-associated protein A（SP-A）is a major apoprotein component of surfactant, which has an important role for respiratory function. To assess the usefulness of SP-A as an indicator for….

Key words: Pulmonary surfactant- associated protein A，Immunohistochemistry，mRNA，Asphyxia, Drowning

抄録

サーファクタント関連蛋白質A（SP-A）は呼吸機能に重要な役割を果たすサーファクタントの主要なアポタンパクである．窒息における肺病態の指標としてのSP-Aの有用性…

Presented by Medical*Online

5）図（Fig.），表（Table），写真については以下の如く描く．

① 図はコンピューターまたは製図用黒インクを用いて描き，台紙に番号を入れる．

② 写真は図として取り扱う．

③ 各図中に網目を入れるときは，なるべく粗い網目とする（図を縮尺したとき細かくなるので）．

④ 写真裏面に著者名，番号および上下などを記入し，台紙にはる．

⑤ 図の説明は別紙に一括して記載する．

⑥ 説明などは和文論著では和英いずれでもよく，英文論著では英文とする．

⑦ 本文中の欄外に挿入部位を示す．

6）文献の引用

① 本文中に文献を引用するときは，引用著者名の右肩に [1,2] または [1-4] のように番号を付す．

② 引用著者名はすべて姓のみとし，著者名は1名，2名以上の場合は－ら [1]，－ et al.[2] とする．

7）引用文献は本文末尾に引用順に一括して配列し，以下の例のように記載する．欧文雑誌略名はIndex Medicus，和文雑誌は各雑誌の略名に従う．未印刷の論著を引用するときは，（受理）（accepted），（印刷中）（in press）などと記す．投稿中の原稿を引用してはならない．

＜例＞

1）福永龍繁，種子島章男，霜坂辰一．硬膜下血腫除去術後の死亡例．法医病理 1998; 4: 16-22.

2）Bunai Y. Nagai A, Nakamura I, et al. Sudden unexpected death due to Fournier's gangrene. Int J Legal Med 1997; 110: 104-6.

3）高津光洋．検死ハンドブック．東京；南山堂，1996. p.371-8.

4）Knight B. Forensic Pathology. London; Edward Arnold, 1991. p.281-93.

5）Arias-Stella J. Physiopathologic aspects of high altitudes. In: Tedeschi CG, Eckert WG, Tedeschi LG, editors. Forensic Medicine; vol. 3, Philadelphia: WB Sounders; 1977. p.1292-316.

8）記号，単位などの表示は表1に示す．

9）英文論著の場合，英語を母国語とする者による英文校正を投稿前に受けておくこと．

6. 投稿手続き

原稿を3部（2部はコピーでもよいが，写真はコピー不可）を作成し，郵送する．原稿の送り先は〒761-0793 香川県木田郡三木町池戸1750-1　香川大学医学部　法医学 「法医病理」編集委員長　宛とする．なお，投稿の際には「著作権譲渡同意書並びに誓約書」「COI自己申告書」もあわせて提出すること．

7. 一般研究論文の採否

一般研究論文の採択は，編集委員会による査読のうえ，編集委員会が決定する．採択された論文は編集委員会の責任で字句の訂正を行うことがある．

8. 校正

著者校正は初校のみとし，校正刷り受領後速やかに行う．校正に当たっては，編集委員会の承諾なしに原文を大きく変更したり，加筆してはならない．再校以降は原則として，編集委員会が行う．

9. 掲載費

掲載費として5,000円（ただし，筆頭著者が日本法医病理学会会員の場合は無料），できあがり印刷1ページ毎に印刷費1,000円を支払うものとする．ただし，編集委員長が投稿を依頼した原稿はその限りではない．カラー印刷の希望がある場合には，できあがり印刷4ページまではカラーの経費の負担はない．5ページ目以降は1ページ当たり3,000円を負担することとする．

また，別刷の費用は著者負担とする．

Presented by Medical*Online

表1. 単位，記号

単　位　名	慣　用　記　号
長　さ　*l*	m，cm，mm，μm，nm など
面　積　*A*	m^2，cm^2，μm^2 など
体（容）積　*V*	m^3，cm^3，mm^3，μm^2，L，mL，μL など
質　量　*m*	kg，g，mg，μg，ng，pg，t
時　間　*t*	s，min，h
角　度	°（度），′（分），″（秒），rad
温　度　*T*	K(Kelvin)，℃(Celsius)
圧　力　*P*	Pa(N/m^2)，bar，mb，atm，mmHg
回転数	cycle，rpm，Hz
熱　量	J，eV
電　気	A，V，W，Ω，C（クーロン）
放射線	Bq，C，Gy，Sv
濃　度	
比，質量濃度	%，%(v/v)，%(w/v)，mol%，ppm，ppb
100g(ml)当たりの mg 濃度	mg/100g，mg/100ml，mg/dl
モル，モル濃度	mol，mol/l，μmol/l，M(mole/l)
規定濃度	N(normal)
速　度	cm/s，km/h

Presented by Medical*Online

筆頭著者が非会員である場合の本会機関誌への投稿に関する細則

（目　　的）

第１条　この規定は，本会の正会員，学生会員，もしくは名誉会員でない者（以下「非会員」という）に，研究論文等の筆頭著者として，本会機関誌への投稿の機会を与えることを目的とする．

（条　　件）

第２条　(1) 非会員は，報告費納入申請書を明記し，報告費 6,000 円を納入した場合は，本会機関誌に研究論文等の筆頭著者として投稿することが出来る．

(2) 非会員が研究論文等の筆頭著者として本会機関誌に投稿する場合には，投稿許可書を添付しなければならない．

(3) 編集委員長が投稿を依頼した原稿の場合は，報告費を徴収しない．

(4) 筆頭著者ではない非会員からは，報告費を徴収しない．

（報告費の返却）

第３条　報告費は，本会機関誌への投稿が受理されなかった場合でも，これを返却しない．

（外国人の除外）

第４条　外国に居住する外国人が本会機関誌に投稿した場合は，報告費を徴収しない．

（機関誌の送付）

第５条　報告費を納入した非会員には，研究論文等が掲載された本会機関誌を１部無料で送付する．

非会員の投稿申請についての説明

1. 非会員が研究論文の筆頭著者として本会機関誌に投稿する場合は，様式 A の申請書に明記したうえ，本会事務局宛に送るものとする．
2. 報告費請求書（様式 B）を本会事務局から送付し，同封した振込用紙にて報告費を納めるものとする．
3. 報告費の納入が確認された後，本会事務局から領収書と投稿許可書（様式 C）が送付される．
4. 非会員は，研究論文等の筆頭著者として本会機関誌に投稿するにあたっては，投稿許可書を添付して，編集委員長宛に送らなければならない．
5. 申請には様式 A のコピーを使用しても構わない．

Presented by Medical*Online

様式 A

法医病理投稿申請書

日本法医病理学会理事長　殿

平成　　年　　月　　日

下記の論文・事例報告の法医病理への投稿許可を申請します.

投稿を予定される論文の表題

申請者名：

申請者所属：

住所：

Tel：

Fax：

Presented by Medical*Online

日本法医病理学会著作権規程

平成 29 年 9 月 3 日制定

日本法医病理学会は，研究論文等の印刷，配布など，投稿者及び他の会員や社会の期待に応えるサービスを提供する必要がある．しかも，このサービスは将来予想される新技術や会員／社会のニーズに柔軟に対応しつつ，安全かつ継続して提供できねばならい．

そのためには，日本法医病理学会が自己の名義の下で公表する著作物の著作権に関する取り扱いを明確にする必要がある．この規程ではかかる著作物の著作権を日本法医病理学会に譲渡してもらうことを原則とするものの，それによって著者ができるだけ不便を被らないよう配慮する．

（この規程の目的）

第 1 条　この規程は，「法医病理」に投稿される論文等（掲載される論文，記事等を含む．以下あわせて論文等という．）に関する著作者の著作権の取り扱いに関して取り決めるものである．

（著作権の帰属）

第 2 条　「法医病理」に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利＊を含む．以下同じ．）は，本学会に最終原稿が投稿された時点から，原則として本学会に帰属する．

2．特別な事情により前項の原則が適用できない場合，著作者は投稿時にその旨を編集委員長あてに文書にて申し出るものとする．その場合の著作権の扱いについては著作者と本学会との間で協議の上措置する．

3．投稿された論文が「法医病理」に掲載されなかった場合には，著作権は著作者に返還される．

（第三者への利用許諾）

第 3 条　第三者から著作権の利用許諾要請があった場合，本学会は編集委員会において審議し，適当と認めたものについて要請に応ずることができる．また，利用許諾する権利の運用を運営委員会の承認を得て外部機関に委託することができる．

2．前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には，本学会会計に繰り入れ研究会活動に有効に活用する．

（著作者の権利）

第 4 条　本学会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規程に従い利用することに対し，本学会はこれに異議申し立て，もしくは妨げることをしない．

2．著作者が著作物を利用しようとする場合，著作者は本学会に事前に申し出を行った上，本学会の指示に従うとともに利用された複製物あるいは著作物中に「法医病理」からの出典であることを明記する．ただし，元の論文等を 25％以上変更した場合には，この限りではない．また，4 項，5 項にかかわる利用に関しては事前に申し出ることなく利用できる．

3．著作者は「法医病理」に受理された論文等を他の雑誌に投稿することはできない．

4．著著作者は，投稿した論文等について本学会の出版物発行前後にかかわらず，いつでも著作者個人の Web サイト（著作者所属組織のサイトを含む．以下同じ．）において自ら創作した著作物を掲載することができる．ただし，掲載に際して「法医病理」にかかる出典であることならびに利用上の注意事項＊＊を明記しなければならない．

5．著作者は論文等の一部または全部を出席する学会等で利用することができる．ただし，利用に際して「法医病理」

Presented by Medical*Online

にかかる出典であることを明らかにしなければならない.

（著作権侵害および紛争処理）

第5条　本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合，本学会と著作者が対応について協議し，解決を図るものとする.

2．本学会に投稿された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合，当該論文等の著作者が一切の責任を負う.

（発効期日）

第6条　この規程は平成29年9月3日に遡って有効とする．なお，それ以前に「法医病理」に投稿された論文等の著作権についても，投稿者から別段の申し出があり，本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き，この規程に従い取り扱うものとする.

＊以下の権利を含む：

複製権（第21条），上演権及び演奏権（第22条），上映権（第22条の2），公衆送信権等（第23条），口述権（第24条），展示権（第25条），頒布権（第26条），譲渡権（第26条の2），貸与権（第26条の3），翻訳権，翻案権等（第27条），二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（第28条）.

＊＊利用上の注意事項の例：

ここに掲載した著作物の利用に関する注意

本著作物の著作権は法医病理研究会に帰属します．本著作物は著作権者である法医病理研究会の許可のもとに掲載するものです．ご利用に当たっては「著作権法」ならびに「日本法医病理学会倫理綱領」に従うことをお願いいたします.

Notice for the use of this material: The copyright of this material is retained by the Japanese Society for Forensic Pathology (JSFP). This material is published on this web site with the agreement of the author(s) and the JSFP. Please be complied with Copyright Law of Japan and the Code of Ethics of the JSFP if any users wish to reproduce, make derivative work, distribute or make available to the public any part or whole thereof. All Rights Reserved, Copyright the Japanese Society for Forensic Pathology

Presented by Medical*Online

著作権譲渡同意書ならびに誓約書

日本法医病理学会　殿

論文種目：

論 文 名：

上記の論文は，下記に記した全著者が共同して書いたものであり，今までに他の雑誌に掲載されたり，あるいは他の雑誌に投稿中でないことを誓約いたします.

この論文が「法医病理」に掲載された場合は，その著作権を日本法医病理学会に譲渡することに同意します.

筆頭著者署名　㊞　（　　年　　月　　日）

共著者署名　㊞　（　　年　　月　　日）

〃　㊞　（　　年　　月　　日）

〃　㊞　（　　年　　月　　日）

〃　㊞　（　　年　　月　　日）

〃　㊞　（　　年　　月　　日）

〃　㊞　（　　年　　月　　日）

〃　㊞　（　　年　　月　　日）

執筆代表者（著者全員を代表して著作権譲渡を行う者）

署名　㊞　（　　年　　月　　日）

（以下は著者の所属機関で，著作権譲渡に責任者の承認が必要な場合に使用して下さい）

責任者名：

役　職：

署　名：　㊞　（　　年　　月　　日）

Presented by Medical*Online

日本法医病理学会
「法医病理研究における利益相反（COI）に関する指針」

Ⅰ．はじめに

近年，医学研究推進にあたり，企業と大学との包括的連携，即ち産学連携の促進が謳われている．しかし産学連携の結果，その研究成果を社会に還元するという利益（公的利益）に対し，金銭や利権といった私的利益が発生する場合がある．この２つの利益はしばしば相反するものであり，この状態が研究者個人に生じた場合を利益相反（Conflict of Interest：COI）と呼ぶ.

たとえば日本法医病理学会（以下「本学会」という）会員が，単に企業の株式保有や法人役員の兼職といった一般的 COI 以外にも，ある特定の企業から一定額以上の寄付金受け入れや共同・受託研究，高額試薬や機器の提供や業務委託などがあれば，その成果を学会発表や論文報告する場合やその会社の援助を受けて講演を行う場合，COI の問題が発生する可能性がある．少なくとも民間企業が関係する成果に対し，その中立性に関する情報は研究者自身が積極的に開示すべきであり，研究者の所属する関連学会自身もそのような必要性を学会員に知らしめる義務がある，というのが現在の医学研究の趨勢である．

これらを鑑み，本学会では「法医病理研究における利益相反（COI）に関する指針」を策定する．本指針の目的は，本学会が本学会会員などに生じ得る COI 状態を適切にマネージメントすることにより，研究成果の発表などの活動を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ，社会的責務を果たすことにある.

Ⅱ．対象者

１）本学会会員
２）本学会が主催する学術集会で発表する者
３）機関誌「法医病理」への投稿者
４）本学会委員会委員
５）１～４）の対象者の配偶者，一親等内の親族，生計を共にする者

Ⅲ．利益相反の対象となる活動

１）本学会が主催する学術集会の開催
２）本学会が主催する学術集会での発表
３）機関誌「法医病理」への投稿
４）その他，学会として，目的を達成するために行われる事業

Ⅳ．申告すべき事項

以下の状況を理事長に申告するものとする．なお，申告された内容の具体的な開示・公表の方法については別に細則で定める.

(1) 企業・法人組織，営利を目的とする団体の役員，顧問職，社員などへの就任
(2) 株式の保有
(3) 企業・法人組織，営利を目的とする団体からの特許権などの使用料
(4) 企業・法人組織，営利を目的とする団体から，会議の出席・発表に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
(5) 企業・法人組織，営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料

Presented by Medical*Online

(6) 企業・法人組織，営利を目的とする団体が提供する研究費（受託研究，共同研究，寄付金など）
(7) 企業・法人組織，営利を目的とする団体からの高額機器や試薬の贈与，あるいは長期に及ぶ無償貸与
(8) その他，企業・法人組織，営利を目的とする団体からの旅費・贈答品・人件費などの受領

Ⅴ．実施方法

1）本学会会員の責務

本学会会員は研究成果を学術集会などで発表する場合，当該研究実施に関わる COI 状態を発表時に，本学会の細則にしたがい，所定の書式で適切に開示するものとする．

2）役員の責務

本学会の役員（理事長・理事・監事），学術集会開催責任者（会長），各種委員会委員長，特定の委員会委員などは本学会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており，当該事業に関わる COI 状況については，就任した時点で所定の書式に従い自己申告を行うものとする．また，就任後，新たに COI 状態が発生した場合には規定に従い，修正申告を行うものとする．

3）学術集会開催責任者の役割

学術集会開催責任者は，研究成果が発表される場合，その実施が本指針に沿ったものであることを検証し，本指針に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる．この場合には，速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する．また指針に抵触するか不明な場合は，速やかに理事長に連絡し，COI 委員会にその指示を仰ぐものとする．

4）編集委員会の役割

「法医病理」編集委員会は，研究成果の原著論文・症例報告・総説などが発表される場合，その実施が本指針に沿ったものであることを検証し，本指針に反する場合には掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる．この場合，当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する．本指針に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は，編集委員長名でその旨を公表することができる．

5）理事会の役割

理事会は，役員などが本学会の事業を遂行するうえで，重大な COI 状態が生じた場合，あるいは COI の自己申告が不適切であると認めた場合，COI 委員会に諮問し，答申に基づいて改善措置などを指示することができる．また必要があれば COI 調査委員会（暫定諮問委員会）を設置し審査を行う．

Ⅵ．不服の申立て

被措置者は，本学会に対し不服申立てをすることができる．本学会の理事長は，これを受理した場合，速やかに COI 調査委員会（暫定諮問委員会）を設置して審査を委ね，その答申を理事会で協議したうえで，その結果を不服申立て者に通知する．

Ⅶ．細則の制定

本学会は，本指針を運用するために必要な細則を制定する．

Ⅷ．施行日

本指針は平成 29 年 9 月 3 日より施行する．

Presented by Medical*Online

日本法医病理学会
「法医病理研究における利益相反（COI）に関する細則」

第１条（本学会学術集会などにおける利益相反（Conflict of Interest: COI）事項の申告）

第１項

会員，非会員の別を問わず本学会が主催する学術集会などで研究に関する発表・講演を行う場合，筆頭発表者は，配偶者・一親等の親族・生計を共にする者も含めて，当該演題発表に関して，「研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体」との経済的な関係について過去１年間における COI 状態の有無を，抄録登録時に本学会に対して様式１により自己申告しなければならない.

筆頭発表者は該当する COI 状態について，発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次），あるいはポスターの最後に告示例の様式に従い参加者に開示しなければならない.

第２項

前項に定める「研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体」とは，研究に関し次のような関係をもった企業・組織や団体とする.

① 研究を依頼し，または，共同で行った関係（有償・無償を問わない）

② 研究において評価される機器や製品などに関連して特許権などの権利を共有している関係

③ 研究において使用される機器や製品などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係

④ 研究について研究助成・寄付などをしている関係

第３項

発表演題に関連する「研究」とは，法医病理学に関連する研究すべてを含む.

第２条（COI 自己申告の基準について）

以下の各号に該当する場合は，該当者は本学会に対して COI 申告を行わなければならない.

① 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体（以下，企業・組織や団体という）の役員・顧問職については，一つの企業・組織や団体からの報酬額が年間 100 万円以上の場合.

② 株式の保有については，一つの企業についての１年間の株式による利益（配当・売却益の総和）が 100 万円以上の場合，あるいは当該全株式の５％以上を所有する場合.

③ 企業・組織や団体からの特許権使用料については，一つの権利使用料が年間 100 万円以上の場合.

④ 企業・組織や団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については，一つの企業・組織や団体からの年間の講演料が合計 50 万円以上の場合.

⑤ 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については，一つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上の場合

⑥ 企業･組織や団体が提供する研究費については，一つの企業･組織や団体から医学研究（受託研究費･共同研究費など）に対して支払われた総額が年間 200 万円以上の場合.

⑦ 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については，一つの企業・組織や団体から，申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上の場合.

⑧ 企業・組織や団体からの旅費・贈答品などの受領総額が年間５万円以上の場合.

⑨ 企業・組織や団体から高額機器や試薬の贈与や人件費，あるいは長期に及ぶ無償貸与がある場合.

⑩ 企業・組織や団体に申告者らが所属している場合（寄付講座を含む）.

Presented by Medical*Online

⑪　申告者が関係する法人の業務（大学において受ける教育以外の活動に携わらせる場合）に学生を参加させること.

但し，⑥，⑦については，筆頭発表者個人か，筆頭発表者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室などへ, 研究成果の発表に関連し, 開示すべき COI 関係にある企業や団体などからの研究経費・奨学寄付金などの提供があった場合には，それらの金額の総額を申告する.

第３条　機関誌「法医病理」投稿時の届出等）

第１項

本学会の機関誌「法医病理」で発表（総説・原著論文・症例報告など）を行う著者全員（非会員の日本人を含む）は，投稿時から遡って過去１年間以内における COI 状態を，投稿規定に定める「COI 自己申告書」について，様式１により投稿時に編集委員長へ届け出なければならない．なお，COI 状態の開示については，投稿規定の様式によることとする.

第２項

投稿時に自己申告する COI 状態は,「日本法医病理学会　法医病理研究における利益相反（COI）に関する指針」の IV．申告すべき事項で定められた事項を自己申告することとし，各々の開示すべき事項について，自己申告が必要な金額は，本細則第２条にしたがう.

第３項

「法医病理」以外の本学会刊行物で発表する場合もこれに準じる.

第４項

本学会に提出された「COI 自己申告書」は論文査読者には原則として開示しない.

第４条（役員，委員長，委員などの COI 申告書の提出）

第１項

本学会の役員（理事長，理事，監事）・学術集会開催責任者（会長），倫理委員会委員は，就任時の前年度１年間における COI 状態の有無を様式２により，就任時，及び就任後は１年ごとに，理事会へ提出しなければならない.

第２項

前項の役員などは，在任中に新たな COI 状態が発生した場合には，８週以内に様式２を以て報告する義務を負うものとする.

第５条（COI 自己申告書の取り扱い）

第１項

学会発表のための抄録登録時, あるいは本学会機関誌への論文投稿時に提出される COI 自己申告書は，提出の日から３年間，本学会事務局で厳重に保管されなければならない．同様に，役員の任期を終了した者，委員委嘱の撤回が確定した者に関する COI 情報の書類なども，最終の任期満了，あるいは委員の委嘱撤回の日から３年間，理事長の監督下に本学会事務局で厳重に保管されなければならない.

第２項

COI 情報は原則非公開とする．ただし同情報は学会の活動などに関して，本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは，理事会の協議を経て，必要な範囲で本学会の内外に公表することができる.

第３項

⑴　非会員から特定の会員を指名した開示請求（法律に基づく開示請求を含む）があった場合，相当な

Presented by Medical*Online

理由があるときは，理事長からの諮問を受けた第６条で規定する委員会が，個人情報の保護を考慮しながら適切に対応する．

⑵　第６条で規定する委員会で対応できないと判断された場合には，理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員１名以上により構成される COI 調査委員会を設置して諮問する．COI 調査委員会は開示請求書を受領してから 30 日以内に委員会を開催して可及的速やかにその答申を行う．

第６条（COI 委員会）

⑴　当面の間，COI に関する事項を扱う委員会は倫理委員会とする．

⑵　本細則では，上記 COI に関する事項について扱う委員会を COI 委員会と呼ぶ．

⑶　COI 委員会は，理事会と連携して，法医病理研究における利益相反に関する指針ならびに本細則に定めるところにより，会員の COI 状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネージメントを行う．

⑷　本細則の違反に対する対応は理事会が行う．

第７条（違反者に対する措置）

第１項

⑴　本学会の機関誌「法医病理」で発表を行う著者，ならびに本学会の学術集会などの発表予定者から提出された COI 自己申告事項について，疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合，会長からの諮問により COI 委員会が十分な調査，ヒアリングなどを行い，判定の結果を，理事長に報告する．

⑵　COI 委員会の報告が，深刻な COI 状態があるとの判断を下した場合は，理事長は理事会に付議し，審議の上，当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる．既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には，理事長は事実関係を調査し，違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じる．更に違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には，本学会の会則に従い，会員資格などに対する措置を講じることができる

第２項

第４条で指定された役員が，就任前あるいは就任後に申告された COI 事項に問題があると指摘された場合には，COI 委員長は文書をもって理事長に報告し，理事長は速やかに理事会を開催し，理事会として当該指摘を承認するか否かを議決しなければならない．当該指摘が承認された時，役員および役員候補者にあっては退任し，また，その他の委員に対しては，当該委員および委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる．

第８条（不服申立て）

第１項：不服申立て請求

第７条１項により，本学会事業での発表（学会機関誌・学術集会など）に対して違反措置の決定通知を受けた者ならびに第７条２項により役員の退任あるいは委員委嘱の撤回を受けた者は，当該結果に不服があるときは，理事会議決の結果の通知を受けた日から７日以内に，理事長宛ての不服申立て審査請求書を学会事務局に提出することにより，審査請求をすることができる．審査請求書には，COI 委員長が文書で示した撤回の理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする．その場合，COI 委員長に開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる．

第２項：不服申立て審査手続

⑴ 不服申立ての審査請求を受けた場合，理事長は速やかに COI 調査委員会を設置しなければならない．COI 調査委員会は理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員１名以上により構成され，COI

Presented by Medical*Online

調査委員長は委員の互選により選出する．COI 調査委員会委員は COI 委員会委員を兼ねることはできない．COI 調査委員会は審査請求書を受領してから 30 日以内に委員会を開催してその審査を行う．

(2) COI 調査委員会は，当該不服申立てにかかる COI 委員会委員長ならびに不服申立て者から必要がある時は意見を聴取することができる．

(3) COI 調査委員会は，特別の事情がない限り，審査に関する第１回の委員会開催日から１ヶ月以内に不服申立てに対する答申書をまとめ，理事長に提出する．

(4) COI 調査委員会の決定を持って最終とする．

第９条（細則の変更）

COI 委員会は，本細則の見直しのための審議を行い，理事会の決議を経て，変更することができる．

第 10 条（専属的管轄裁判所）

本指針に関連して係争が生じたときには，東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とする．

附則

第１条（施行期日）

本細則は，平成 29 年 9 月 3 日より実施する．

第２条（役員などへの適用に関する特則）

本細則施行のときに既に本学会役員などに就任している者については，本細則を準用して速やかに所要の報告などを行わせるものとする．

第３条（誓約書）

本細則施行により COI 情報を取り扱う者は誓約書（様式３）を理事長に提出する．

付帯事項

１．本学会会員が本学会の事業活動とは関係のない学術活動に参画する場合においても，COI ポリシーの遵守が求められる．

２．本学会会員は，学会発表のための抄録登録時，「COI 自己申告書」を学術集会開催責任者（会長）に提出する．提出を受けた「COI 自己申告書」は，開催責任者から学術集会開催年度内に理事長へ送付され，その監督下に本学会事務局において，提出の日から３年間厳重に保管される．

３．本学会会員は，本学会の機関誌「法医病理」への投稿時，「COI 自己申告書」を編集委員長に提出する．提出を受けた「COI 自己申告書」は，編集委員長から提出された年度内に理事長へ送付され，その監督下に本学会事務局において，提出の日から３年間厳重に保管される．

Presented by Medical*Online

「日本法医病理学会　法医病理研究における利益相反（COI）に関する細則」第１条に定める
COI 状態告示例の様式

①　COI 状態がないときの告示例

演題名：

所属：
名前：

筆頭発表者のCOI開示

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある
企業・組織や団体などはありません。

②　COI 状態があるときの告示例

演題名：

所属：
名前：

筆頭発表者のCOI開示

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等として、

①顧問：
②株保有・利益：
③特許使用料：
④講演料：
⑤原稿料：
⑥受託研究・共同研究費：
⑦奨学寄付金：
⑧寄附講座所属：
⑨贈答品などの報酬：

Presented by Medical*Online

（様式 1）

日本法医病理学会：COI 自己申告書

著者または発表者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

論文または演題名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（投稿あるいは演題発表時から**遡って過去 1 年間以内**での内容に関係する企業・組織や団体との COI 状態を記載）

項目	該当の状況	有であれば企業名・具体的事項などの記載
① 報酬額 1 つの企業・組織や団体から年間 100 万円以上	有 ・ 無	
② 株式の利益 1 つの企業・組織や団体から年間 100 万円以上，あるいは当該株式の 5%以上保有	有 ・ 無	
③ 特許使用料 1 つにつき年間 100 万円以上	有 ・ 無	
④ 講演料 1 つの企業・組織や団体からの年間合計 50 万円以上	有 ・ 無	
⑤ 原稿料 1 つの企業・組織や団体から年間合計 50 万円以上	有 ・ 無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1 つの企業・組織や団体からの研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室の代表者など）に支払われた年間総額が 200 万円以上	有 ・ 無	
⑦ 奨学（奨励）寄付などの総額 1 つの企業・組織や団体からの奨学寄付金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室の代表者など）に支払われた年間総額が 200 万円以上	有 ・ 無	
⑧ 外国旅費，贈答品などの受領 1 つの企業・組織や団体から年間 5 万円以上	有 ・ 無	
⑨ 高額機器の贈与，あるいは長期に及ぶ無償貸与	有 ・ 無	
⑩ 企業などが提供する寄付講座 企業などからの寄付講座に所属している場合	有 ・ 無	
⑪ 申告者が関係する法人の業務への学生の参加	有 ・ 無	

論文投稿時は著者全員、学会の演題発表時は筆頭発表者の申告書を提出して下さい

（本 COI 申告書は論文掲載後あるいは演題発表後 3 年間保管されます）

（申告日）　　年　　月　　日

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

Presented by Medical*Online

（様式 2）

日本法医病理学会：COI 自己申告書

項目	該当の状況	有であれば企業名・具体的事項などの記載
① 報酬額 1 つの企業・組織や団体から年間 100 万円以上	有 ・ 無	
② 株式の利益 1 つの企業・組織や団体から年間 100 万円以上，あるいは当該株式の 5%以上保有	有 ・ 無	
③ 特許使用料 1 つにつき年間 100 万円以上	有 ・ 無	
④ 講演料 1 つの企業・組織や団体からの年間合計 50 万円以上	有 ・ 無	
⑤ 原稿料 1 つの企業・組織や団体から年間合計 50 万円以上	有 ・ 無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1 つの企業・組織や団体からの研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室の代表者など）に支払われた年間総額が 200 万円以上	有 ・ 無	
⑦ 奨学（奨励）寄付などの総額 1 つの企業・組織や団体からの奨学寄付金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室の代表者など）に支払われた年間総額が 200 万円以上	有 ・ 無	
⑧ 外国旅費，贈答品などの受領 1 つの企業・組織や団体から年間 5 万円以上	有 ・ 無	
⑨ 高額機器の贈与，あるいは長期に及ぶ無償貸与	有 ・ 無	
⑩ 企業などが提供する寄付講座 企業などからの寄付講座に所属している場合	有 ・ 無	
⑪ 申告者が関係する法人の業務への学生の参加	有 ・ 無	

（本 COI 申告書は提出後 3 年間保管されます）

（申告日）　　年　　月　　日

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

Presented by Medical*Online

（様式３）

誓　約　書

日本法医病理学会理事長　殿

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属（機関・分野）名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は，理事，COI 委員会委員または COI 調査委員会委員ならびに事務職員在任中に閲覧することが可能である COI 自己申告書，及びこれに関する COI 委員会または COI 調査委員会の見解や意見書について，申告者名及びその内容について，いかなる形においても，外部に情報を漏洩しないことを誓います.

年　　月　　日

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

Presented by Medical*Online